

補正予算が提起した二つの政策課題

2021年度補正予算のなかで、社会保障政策上重要な問題を提起している2つの施策、子育て世帯への臨時特別給付（1.2兆円）と住民税非課税世帯への臨時特別給付金（1.4兆円）について考えてみたい。

子育て世帯への臨時特別給付は、岸田内閣が標榜する「新しい資本主義」の分配戦略の一環として位置付けられ、高校3年までの子ども1人につき10万円相当の給付を行うものであるが、これには批判的な意見が少なくなかった。①児童手当と同一基準の所得制限があるため、1割は支給対象から除外されること、②世帯主の所得のみが基準になることから、共働き世帯の所得との公平性を欠くこと、③国が当初示した給付は、5万円の現金給付と5万円相当のクーポン給付の併用であったこと、などである。

これらの指摘を受け、所得制限は残すものの、対象外の世帯について市町村が独自に給付を行うことも可能としたことにより、一部の市町村は所得制限を廃止して全員支給とした。また、給付の形態についても、全額を現金で支給することも認めることになり、ほとんどの市町村が全額を現金給付とした。ただし、子ども・子育て支援における所得制限や給付形態のあり方については、今後も議論が継続されよう。

一方、住民税非課税世帯への臨時特別給付金は、子育て世帯への臨時特別給付を上回る規模の給付でありながら、ほとんど話題にならなかった。感染症の影響により厳しい状況に置かれている方々の生活・暮らしへの支援という趣旨は十分に理解できるが、問題は対象になる住民税非課税世帯が世帯主65歳以上の世帯に著しく偏っていることである。話題にならなかったのは、この事実があまり知られていないからではないかと思う。

一般に、住民税非課税は低所得世帯の基準として位置付けられ、各種の社会給付において最も高い優先順位が置かれる。厚生労働省「国民生活基礎調査2019年」によれば、住民税非課税世帯は全世帯の23.3%であるが、世帯主が65歳以上では35.0%、75歳以上では43.0%であり、非課税世帯の72.4%を世帯主65歳以上の世帯が占めている。これは人々の生活意識とも大きく乖離する。上記の調査では、生活が「苦しい」という割合は、全世帯の54.4%に対して高齢者世帯は51.7%であり、高齢者世帯の方がやや少ない。同様に世帯主の年齢別にみた平均貯蓄額においても、世帯主65歳以上の方が全世帯を上回る。

非課税世帯が世帯主65歳以上の世帯に偏る最大の理由は、高齢者の主な収入源である年金給付について、遺族・障害の年金が非課税であることや、老齢年金についても給与所得控除をはるかに上回る公的年金等控除があることなど、現役世代とのバランスを欠く過度な優遇が行われているからである。そのため、今回の支援措置に止まらず、国保、高齢者医療、介護保険の保険料負担や患者・利用者負担、さらには国・地方の税負担においても著しい負担の不公平を生じている。これは社会保障・財政に共通する問題であり、「すべての世代が年齢ではなく、負担能力に応じて負担し、支え合う」全世代型の社会保障を構築する上で大きな制約になっている。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

